

(1) 通所型サービスAの利用料

【基本部分】

サービスの内容		基本利用料 ※(注2)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
通所型独自サービス1回数	通所型サービスAを1週間に1回程度利用した場合(1回につき) ※1月の中で全部で4回まで 【要支援1・事業対象者】	3,030円	303円
通所型独自サービス2回数	通所型サービスAを1週間に2回程度利用した場合(1回につき) ※1月の中で全部で5回から8回まで 【要支援2・事業対象者】	3,120円	312円
通所型独自サービス1 ※(注1)	通所型サービスAを1週間に2回程度利用した場合(1月につき)【要支援1・事業対象者】(5回以上)	13,180円	1,318円
通所型独自サービス2 ※(注1)	通所型サービスAを1週間に2回を超える程度利用した場合(1月につき) 【要支援2・事業対象者】(9回以上)	27,020円	2,702円

(注1) 通所型サービスAの費用については、基本的に1回当たりの金額により算定しますが、1回当たりの金額により算定した1月当たりの基本利用料の合計が、要支援1の方は、13,180円を超えた場合、要支援2及び事業対象者の方は、27,020円を超えた場合には、1月当たりの金額で、それぞれ13,180円、27,020円となります。

(注2) 上記の基本利用料は、市町村が要綱等で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注3) 前ページ本文にも記載のとおり、介護予防サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額	
		基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合)
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等(=新潟県の場合は全域)において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合 ※(注)	1月の利用料金(基本部分+延長加算)の5%	左記額の1割
介護職員処遇改善加算I	当該加算の算定要件を満たす場合※(注)	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の5.9%	左記額の1割

(注) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割 の場合)	
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 (1月につき)	要支援1	3,760円	376円
		要支援2	7,520円	752円

(2) その他の費用

その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。
-----	--